



パスポートの申請は、市役所窓口へ

○問合せ先 市民生活課住民・年金係 ☎ 内線 124、144、174

平成 23 年 4 月から、市役所本庁窓口でパスポートの申請受付と交付ができるようになりました。

なお、県北保健所（平戸市田平町）の窓口は閉鎖されました。



【申請・受領できる人】

松浦市に住民登録している人

※原則として、松浦市に住民登録している人は、長崎県やそのほかの自治体窓口での手続きはできません。

※申請は代理人でもできますが、受領は本人のみとなります。

【業務内容】

新規申請（切替申請含む）、訂正申請、増補申請などの受け付けおよび交付

【受付窓口】

市役所 1 階市民生活課 住民・年金係

※申請書用紙は各支所・出張所にもありますが、申請受付・交付は本庁のみで行います。

【受付日・時間】

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

※正午以降の受付分は翌日の受理となります。

【申請から交付までの所要日数】

実質 7 日間（土・日・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

【申請に必要な書類】

一般旅券発給申請書 1 通	5 年用と 10 年用の申請書があります（20 歳未満は 5 年用のみ）。
戸籍謄本または抄本	本籍地の市区町村で取得してください。発行日から 6 カ月以内のものに限ります。 ※有効なパスポートをお持ちの人などは省略できる場合があります。詳しくは、受付窓口までお尋ねください。
写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人のみが撮影されたもの ・縁なしでサイズは縦 45^{ミリ}×横 35^{ミリ} ・カラー（白黒可） ・正面を向いたもの ・無帽・無背景のもの ・提出前 6 カ月以内に撮影されたもの ※写真の規格が厳格になっていますので、なるべく写真店でパスポート用と指定してお撮りください。
申請者本人を確認する書類	日本国パスポート（有効なもの、失効後 6 カ月以内のもの）、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳 など
前回取得したパスポート	有効期限内のものは、必ず提出してください。

【手数料一覧】

区 分		手数料	内 訳	
新規・切替申請	10 年用	16,000 円	印紙 14,000 円 + 証紙 2,000 円	
	5 年用	12 歳以上	11,000 円	印紙 9,000 円 + 証紙 2,000 円
		12 歳未満	6,000 円	印紙 4,000 円 + 証紙 2,000 円
訂正申請		900 円	印紙 700 円 + 証紙 200 円	
増補申請		2,500 円	印紙 2,000 円 + 証紙 500 円	

※印紙・証紙は市役所 1 階会計課で購入することができます。

定住支援制度の申請受付中です！

市では、人口の流出を抑制するとともに、松浦市内への定住や新規転入を促進するため、平成 24 年 3 月までの間、2 つの支援制度を実施しています。

○問合せ先 まちづくり推進課政策推進室 ☎内線 305

■定住奨励金

平成 20 年 10 月 1 日以降に松浦市内に新たに住宅・宅地を取得する人に対して費用の一部を助成しています。

住宅 取得者 { 新規 転入者 }	対象者	
	松浦市に転入前 3 年以上にわたりほかの市町村に居住していた人で、定住を目的として本市で住宅を取得する人。	
	(1) 市内業者による新築	+ 宅地取得
	住宅取得費の 7% または 100 万円のいずれか低い額に、世帯員 1 人当たり 5 万円を加算	取得費の 10% または 50 万円のいずれか低い額
	(2) 市外業者による新築	+ 宅地取得
住宅取得に対する助成はありません	取得費の 10% または 50 万円のいずれか低い額	
(3) 中古住宅取得（宅地代含む）		
取得費の 4% または 40 万円のいずれか低い額に、世帯員 1 人当たり 5 万円を加算		

住宅 取得者 { 市内 在住者 }	対象者	
	現在、持ち家がなく（同居する家族名義の住宅も含む）、定住を目的に新たに住宅を取得する人（増築・改築は対象外）	
	(1) 市内業者による新築	+ 宅地取得
	住宅取得費の 4% または 60 万円のいずれか低い額	取得費の 10% または 50 万円のいずれか低い額
	(2) 市外業者による新築	+ 宅地取得
住宅取得に対する助成はありません	取得費の 10% または 50 万円のいずれか低い額	
(3) 中古住宅取得（宅地代含む）		
取得費の 3% または 30 万円のいずれか低い額		

■賃貸住宅入居費補助金

平成 21 年 4 月 1 日以降に松浦市内の賃貸住宅に入居している人に対して、転居費用の一部を助成しています。

賃貸住宅 入居者	対象者	
	松浦市に転入前 3 年以上にわたりほかの市町村に居住していた人で、転入後 1 年以上引き続き居住する人（ただし、賃貸住宅の契約内容などによっては対象外となる場合があります）。	
	(1) 基本額	
	世帯当たり 10 万円	
(2) 世帯員加算		
世帯員 3 人目から、1 人当たり 1 万円を加算		

住宅支援制度だけでなく、転入後あるいは学校卒業後 1 年以内に就職が決まった人向けに「ふるさと就職奨励金」制度（1 人当たり 30 万円）も実施しています（就職先が松浦市内外にかかわらず、市内に居住し通勤している人は対象となります）。

各支援制度を利用する場合は、申請方法や必要書類などを説明しますので、気軽にお問い合わせください。